

生かす会ニュース

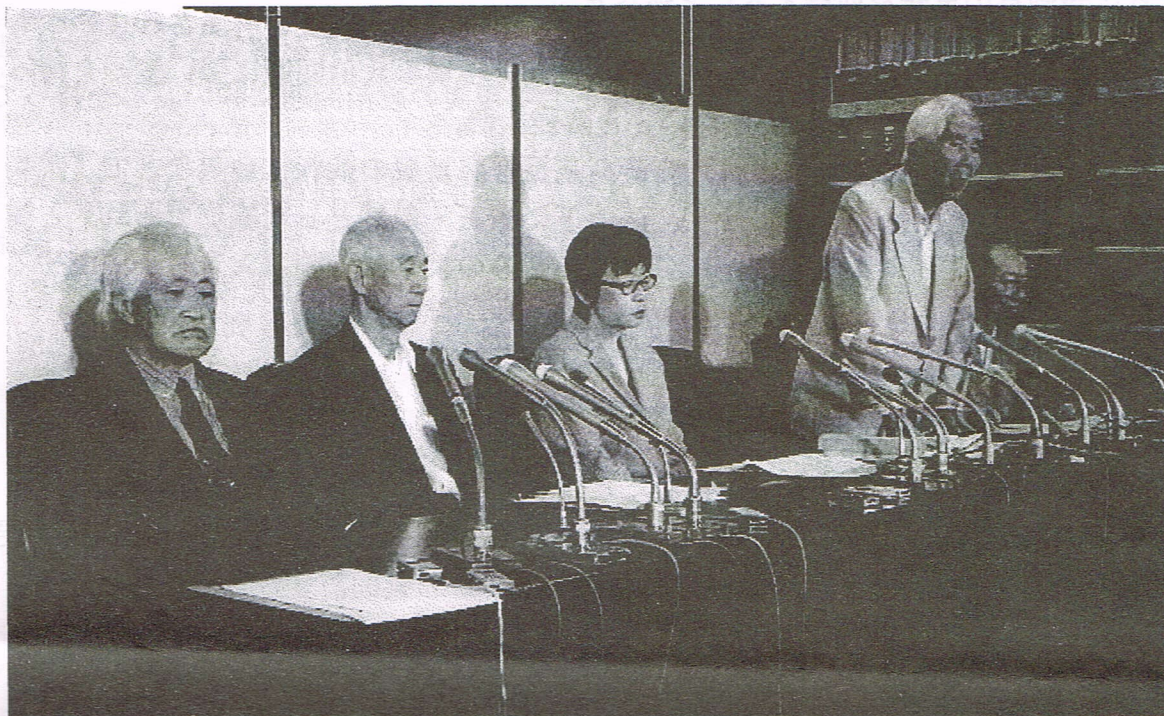
〒102-0085 東京都千代田区六番町1自

治労会館2F 自治退気付

吉沢弘久

第11号

●2015年7月18日



昨年6月17日請求書提出時の記者会見。檀上右から吉永弁護士、土屋、坂田、椎野、武藤請求人

7月15日 全請求人が法廷で意見陳述

砂川事件再審請求手続きは最終局面に

砂川事件元被告人土屋氏らが請求人として昨年6月東京地裁に提出した再審請求は、7月15日（たまたま衆議院特別委員会で安保法案の強行採決日と重なった）に、請求人4人（一人は欠席で代読）が東京地裁の非公開の一室において裁判官に直接意見陳述を行い、地裁の再審開始か否かの決定を待つ最終段階となった。この意見陳述は、「再審請求では裁判所は請求人の意見を聞かなければならない」という刑事訴訟規則に基づいて行われたが、この再審請求の主たる争点が法律論であることから請求人の書面提出で済まされることもあり得るため、弁護団が請求人による直接の意見陳述の重要性を強調しこの意見陳述の機会ができたものである。

<各請求人の意見陳述の概要>

体調不良のため欠席した椎野徳蔵請求人の「伊達判決で憲法の重要さを改めて感じた私

は、米国と通じこれを葬った最高裁判決は汚れた裁判そのもので無効」という意見書を武内主任弁護人が代読した。

土屋源太郎請求人は「戦争ではなく平和を強く願って、米軍砂川基地に侵入し逮捕・起訴され、最終的に有罪となった。米公文書館文書の発見でやはり最高裁判決の裏には日米の謀議があったことを確信した。今日まで国民を騙し続けている最高裁判決は「公平な裁判所」の裁判ではないから、司法の公正のためにも私たちの請求に応じて再審開始決定を出すように裁判長の英断を期待する」と述べた。

坂田和子請求人は「米軍基地への抗議・逮捕によって日本鋼管を解雇され『いつも裁判中』だった父を想う。自分も現職の学校教員として現実の政治問題に強い関心を持っており、不正な裁判がそのままではいけない」と陳述した。

また**武藤軍一郎請求人**は「田中耕太郎最高裁長官が正規の裁判官会議などで『裁判官は憲法に基づき無責任な批判を気にせず、法の下に厳正・毅然とした態度であれ』と講話をしている一方で、駐日米大使と密かに会い「お望みのように裁判は大スピードでやる」と報告していたとは信じられない」と述べた。

なお、**東京地裁の本件担当**は、

刑事 10 部 田邊三保子（裁判長）／鈴木秀行／根崎修一判事 である。

この意見陳述後、司法記者クラブで記者会見を行い、当会からの意見陳述と再審手続きの現在までの経過の説明に対し、集まった10数社の記者から質問が多数寄せられた。

これほど明白な「不公平裁判」はない！

<会見での主な質問と、請求人・弁護人からの回答>

■「請求手続きはあと何があるのか？ いつ再審決定になりそうか？」。

弁護団：残すものはあと最終意見書の提出だけ。手続きはこれで終了する。最終意見書は、提出済の再審請求書と6通の補充書を要約したもので、来たる8月7日までに提出する。なお裁判所の決定謄本の送達について、「弁護人が書記官室で直接受領するので、予め送達日をその約1週間前に主任弁護人宛に電話で伝えて欲しい」との上申書を提出。地裁は「検討します」として受けとった。

■「土屋請求人は書面以外に、口頭では何を述べたのか？ 本日の衆議院での安保法案採決強行についてどう思うか？」

土屋請求人：採決強行は明らかに不当だ。最高裁判決をめぐる国会論議については全く不十分以外の何物でもない。『今日』は歴史的な日だ。その日に歴史的な決定をして歴史に名を残す裁判長になってもらいたい。」と述べた。

■「坂田請求人は、生徒に政治問題についての関心を喚起するようにしているのか？」

坂田請求人：昨年は6年生担任だったが、今年は1年生担任。6年生担任の時、生徒には、自分で政治を考えるような環境を提供するようにしていた。

■また**武藤請求人**から「安保法制への批判的記事が報道はされている。しかしこの裁判所の汚染された現状と砂川再審について、依然として報道しないマス・コミが多いのはいつ

たいどういうことか？」と苦言。

■ 弁護人から「配布した資料の別紙・『田中耕太郎が米側に伝えた裁判情報の一覧』（再審請求の証拠である米公文書の内容概要）を見てほしい。これで砂川事件を裁いた最高裁が『不公平な裁判所』であることは一目瞭然。再審請求で『砂川最高裁判決は無効』と判断されると確信している。この表を見たら誰でも『判決は無効』と判断するだろう」と述べた。

(別紙) 最高裁長官(大法院裁判長) 田中耕太郎が米側に伝えた裁判情報の一覧

電報・書簡	番号	田中が米側に伝えた「事実」、「予測的事実」、「田中の姿勢」及び「田中の考え」
4/24 付 電報	①	本事件が他の事件に優先して審理されることとなるという予測的事実
	②	審理開始から判決言渡までに少なくとも数カ月かかるという予測的事実
8/3 付 書簡	③	砂川事件の判決が 12 月になるという予測的事実
	④	弁護団が裁判所の結審を遅らせるべくあらゆる可能な法的手段を試みているという事実
	⑤	争点を事実問題ではなく法的问题に閉じ込める決心しているという姿勢・考え
	⑥	口頭弁論を 9 月初旬に始め 1 週につき 2 回、午前と午後を開廷しおよそ 3 週間で終わらせるという姿勢・考え、及び口頭弁論は 3 週間で終わるという予測的事実
	⑦	口頭弁論終了後に 14 人の同僚裁判官たちの多くがそれぞれの見解を長々と論じたがり、判決言い渡しまでの期間が長引くという問題が生じるという予測的事実
	⑧	結審後の評議では実質的に全員一致の判決を希望しているという姿勢・考え
	⑨	判決は世論を“乱す”少数意見が回避されることを希望するという姿勢・考え
11/5 付 書簡	⑩	現時点で判決言渡時期は未定であるという事実、判決は来年の初めまでには出した いという姿勢・考え
	⑪	15 人の裁判官がこの事件に取り組む際の共通の土俵を確立したいという姿勢・考 え、またこのことが最も重要な問題であるという考え
	⑫	裁判官全員が一致して、適切で、現実的な、合意された基本的規準に基づいて事件 に取り組むことが重要であるという姿勢・考え
	⑬	裁判官たちが考えている論点は三つあるという事実、一つ目は「手続上」の論点で、 第一審の東京地裁には、合衆国軍隊駐留の合憲性について裁定する権限がなく、不 法侵入事件という固有の争点を逸脱していると考えている裁判官がいる、二つ目は 「法律上」の論点で、米軍駐留により提起されている法律問題に取り組むべきであ ると考えている裁判官がいる、三つ目は「憲法上」の論点で、日本国憲法の下で、 条約は憲法より優位にあるかどうかという憲法上の問題に取り組むべきであると 考えている裁判官がいる、という事実
	⑭	評議において一審判決は覆されるであろうという予測的事実
	⑮	裁判官 15 人のうちできるだけ多数によって憲法上の論点について裁定させること が重要で、憲法問題に一審が判決を下すのはまったく間違っているという考え

.....
なお再審請求支持署名 20, 000 筆弱は提出済みで、個人 20, 000 筆弱/団体 60

0筆だった。その後が届いた署名1,000筆については、地裁に追加提出する。

再び安倍政権が最高裁判決を安保法制の法的論拠に使ったことに対し、会声明を出した

「政府による砂川事件最高裁判決の悪用」に対する声明文

2015年6月18日

伊達判決を生かす会

昨年7月、安倍政権は立憲主義を踏みにじり、集団的自衛権行使を憲法解釈変更で閣議決定しました。今国会ではこの法制化のため、安全保障関連法案が審議されています。このことについて、多くの憲法学者、有識者は同法案が違憲であるという意見を表明しています。これに対して安倍首相初め政府・自民党は、同法案合憲の法的根拠は「砂川事件最高裁判決（1959年12月16日）にある」と主張しています。

1957年、米軍立川基地の拡張反対闘争で基地内に侵入したとして、労働者・学生7名が安保条約に基づく刑事特別法違反で逮捕・起訴されたのが砂川事件です。この事件で、1959年3月30日、一審東京地裁（伊達秋雄裁判長）は「米軍駐留は憲法9条違反である」として無罪判決を言い渡しました。

これに対し検察は、この判決の早期破棄を狙って最高裁に跳躍上告しました。

最高裁での審理の争点は「安保条約に基づく米軍駐留が違憲であるか否か」であり、集団的自衛権について審理されたものではありません。私たちは当時の裁判当事者として、安倍内閣がこの最高裁判決を悪用していることに強く抗議するものです。

また、この最高裁判決は「安保条約のごとき高度な政治性に関しては司法が介入しない（統治行為論）」との判断をしており、最高裁が政治に寄り添い違憲審査権を放棄していることにも注目していただきたいと思います。

近年、3名の研究者が米国立公文書館で発見した米大使の電報・電文から、「砂川事件が最高裁に係属中に、田中耕太郎裁判長（最高裁長官）が米大使・公使と密談し、米側に裁判の進め方、判決の見通し、裁判官評議の内容などを伝えた事実」が発覚し、跳躍上告も米大使の提言によるものであったことが判明しました。

この事実によって、米国が日本の司法に介入しただけでなく、元被告人を裁いた上記最高裁判決が憲法37条の「公平な裁判所」に違反した無効な判決であったことが明らかとなりました。砂川事件の元被告人たち及びその遺族は、昨年6月17日、米国公文書館で発見された電報・電文を証拠として免訴判決（裁判の打ち切り判決）を求めて再審請求をしました。私たちは、司法の中立と正義がある限り、この再審請求は必ず認められると確信しています。

安倍政権が進めている集団的自衛権行使とその法制化である安保関連法案は、憲法9条違反であることは言うまでもなく、その論理は破綻しています。しかも、安倍政権は、一連の法案の合憲性の法的根拠を上記のように無効な最高裁判決に求め、最高裁判決が「公平な裁判所」ではなかったという憲法37条違反の事実を無視し国民を騙しています。このような安倍政権の欺瞞を許すことはできません。集団的自衛権の行使、安全保障関連法案の廃案を求めます。

以上